

カテゴリ：土地利用・景観

年度次	京都市の取組	概要
H10	職住共存地区整備ガイドプランの策定	都心再生の先導地区としての「職住共存地区」について、住民・企業・行政が連携するパートナーシップ型のまちづくりを基本的な枠組みとし、将来の目標像と取組方針を示した。 地区計画の活用を、都心再生に向けた取組の中心として位置づけた。
H11	中高層条例の制定	中高層建築物等の建築主に建築計画の事前周知を義務付けるほか、紛争が生じた場合の調整及び調停を行うことを目的とした条例。
H12	京都市土地利用の調整に係るまちづくりに関する条例の制定	1000 m ² を超える集客施設等の開発等を行う場合に、事業者に対して開発事業の構想について市及び市民の意見を反映させるための説明会等の手続等を定め、まちづくりの方針に適合した土地利用を促すことを目的とした条例。
H12～ H14	京都市都心部のまちなみ保全・再生に係る審議会の設置	調和を基調とする都心のまちなみの保全・再生のあり方や都心居住の環境のあり方について、その取るべき規制と誘導の方針を検討することを目的として、「京都市都心部のまちなみ保全に係る審議会」を設置した。 地区計画によるまちづくりは時間を要し、まちの変容に追いつかないため、「直ちに実施に向けた検討を行うべき方策」を提言するとともに、地区計画がより円滑に策定できるよう、地域支援について具体的な方策を立案するよう指摘した。
H15	新しい建築のルールの実行	まちなみ保全・再生に係る審議会の提言における「直ちに実施に向けた検討を行うべき方策」について、職住共存地区において、建築物の規制の見直し（高度地区の変更、美観地区の指定、特別用途地区の指定）を実施した。
H17	職住共存地区整備推進事業報告書	職住共存地区整備ガイドプラン策定時からの町並みの変化等を把握し、プランの効果等を検証した。 地区計画の展開に向けては、地区計画を活用した地域まちづくりの取組をより効果的に進めていくために、地区計画をまちづくり条例へ位置付けること等を提案した。
H19	新景観政策の施行	京都の優れた景観を守り、育て、50年後、100年後の未来へと引き継いでいくため、建物の高さやデザイン及び屋外広告物の規制等を全市的に見直した「新景観政策」を施行した。
H23	地域景観づくり協議会制度の創設	地域の景観を保全・創出するため、地域住民が主体となって景観づくりに取り組む組織を京都市が認定し、当該地域で建築活動等を行う建築主等と、より良い景観形成に向けて意見交換を行う制度。

カテゴリ：密集市街地・細街路

年度次	京都市の取組	概要
H11	連担建築物設計制度 〈袋路再生〉取扱要領 の制定	袋路内の各住宅の適切な建て替えを円滑に進め、袋路全体を再生するため、計画及び規制の単位は袋路全体でありながらも建て替えはそれぞれの住宅ごとでよいとする「協調建て替え」の実現を支える制度。
H24	歴史的都市京都における密集市街地対策等の取組方針／細街路対策指針の作成	京都市建築審査会からの建議等を踏まえ、歴史都市京都の特性をいかしつつ、市民が安心・安全に住み続けられる災害に強いまちづくりを進めるための密集市街地と災害路対策について基本的な考え方を示したものの。
H24	防災まちづくり計画の策定を推進	密集市街地の改善を目的として、路地の安全性向上や避難経路の確保、建物の耐震・防火改修の促進、広場空間の整備などに住民がともに取り組むことで災害時の被害の軽減を図り、安心・安全に暮せるまちづくりを目指す計画。
H27	密集市街地・細街路における防災まちづくり推進制度の策定	密集市街地の改善に取り組む地域組織やその組織が定めた方針・計画を公的に位置付けることで、地域・事業者・行政が方向性を共有しながら、持続的に路地やまちの安全向上を図るための制度。

カテゴリ：京町家

年度次	京都市の取組	概要
H12	京町家再生プランの策定	時代背景を踏まえ、京町家の現代的役割を評価し、その再生を促進することにより、個性のある京都の暮らし、空間、まちづくりを継承・発展させる支援策を取りまとめた。
H17	京町家まちづくりファンドの設立	滅失する京町家への資金支援のための寄附を契機となり、設立した。寄附金を基金に積み立て、その運用益により、助成事業に取り組む。
H26	京町家等継承ネットの設立	京町家に老朽化し除却されるものや空き家が増加する中で、適切に継承するための実践的に取り組むために設立された。京町家等の継承に関わる多くの団体が構成される。
H26	京町家等耐震改修助成事業を実施	住宅・建築物の耐震化の促進に特化した計画「京都市建築物耐震改修促進計画」に基づいた、条件に合致する木造住宅への耐震改修の助成事業。
H29	京町家の保全及び継承に関する条例の制定	多様な主体との協働により、京町家の保全・継承を推進するための制度。京町家所有者が取り壊しも含めた処分を検討する際に、事前に京都市に届出の提出を義務付けた。市は、町家の保全と継承を支援し、様々な活用に誘導する。

カテゴリ：空き家

年度次	京都市の取組	概要
H22	地域連携型空き家対策促進事業	地域のまちづくり活動として、地域の魅力やすまい方のルールを取りまとめるとともに、空き家の掘り起こしを行い、不動産事業者等専門家の協力のもと、所有者や地元のニーズに応える空き家の活用を進める事業。
H25	総合的な空き家対策の取組方針の策定	更なる対策を総合的に進めるに当たり、空き家化の予防、活用・流通の促進、管理不全対策、跡地利用の誘導等に関する取組み方針を示した。
H26	空き家活用・流通支援等補助金制度の実施	これまで利用していなかった空き家の活用や流通を促進するとともに、まちづくり活動拠点など、地域の活性化等に寄与する活用を支援するための助成制度。
H29	空家等対策計画を策定	より総合的・計画的に空き家対策を推進していくため、この間の市の空き家対策の進捗状況を検証するとともに、「京都市空き家等対策協議会」での議論を踏まえて策定。これまでの取組に加え、新たな施策や充実させる施策の方向性を示した。